

宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業補助金交付要綱

令和2年9月30日

宮古島市告示第192号

(趣旨)

第1条 市長は、地域の個性及び資源を活かし、持続可能な地域づくりを推進しようとする地域を対象として、自治会等の団体（以下「団体」という。）が行う事業に要する経費について、宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別表の第1欄に掲げる事業で、地域の活性化に資すると認められるものとする。

2 別表の第1欄に掲げる第2号事業及び第3号事業については、同欄に掲げる第1号事業にて策定した地域ビジョンに基づく事業であることを条件とする。ただし、補助金を活用せず、必要な要件を満たした地域ビジョンを事前に策定していた場合においては、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、県又は市等による他の補助がある事業
- (2) 市長が適当でないと認めた事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の目的を達成するために直接必要な経費のうち、別表の第2欄に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 団体の管理及び運営に要する経常的な経費
- (2) 団体の構成員の person 費
- (3) 団体の構成員に対する食糧費（事業実施に必要であり、かつ、欠くことのできないものを除く。）

(4) その他市長が適当でないとしたもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、自治会又は自治会に準ずる団体で、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 運営及び組織に関する規約又は会則を定めていること。

(2) 総会において、事業計画、事業報告、予算又は決算等について、住民の合意を得た上で、年間の活動を行っていること。

(3) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。

(補助期間)

第5条 補助期間は、単年度を原則とし、団体の事業計画に基づき、最長4年以内とする。

(補助金額)

第6条 補助金の交付額は、別表の第3欄の基準に基づき、予算の範囲内で決定する。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、その限りでない。

(支援計画)

第7条 市長は、補助金の活用を希望する団体を広く募集し、審査を踏まえて持続可能な地域づくり推進支援計画（以下「支援計画」という。）を策定し、支援計画に基づいて、補助金の交付等の手続を行うものとする。

2 支援計画に係る募集は、必要に応じて随時行うことができるものとし、審査結果を踏まえて支援計画を改定するものとする。

3 支援計画に係る募集及び審査に関しては、別に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書、収支予算書、規約又は会則等組織に関する定めを示した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した上で、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第4条第1項の規定により交付決定を行い、宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業補助金交付決定通知書（様

式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更・中止の申出)

第10条 前条の規定により、補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画を変更し、又は中止する場合は、宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業計画変更・中止申出書(様式第3号)を直ちに提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了又は中止したときは、その日から起算して30日を経過する日又は当該事業年度の末日のいずれか早い期日までに、宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業実績報告書(様式第4号)に経費総括表、発注等に係る書類(見積書又は契約書類、領収書の写し等)及び事業成果が分かる書類(成果報告書又は記録写真等)を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により通知を行うものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定により補助金交付額が確定し、補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業補助金交付概算払請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた団体がこの要綱に違反し、又は虚偽の申請等を行ったことが認められたときは、宮古島市持続可能な地域づくり推進支援事業補助金返還命令書(様式第8号)により期限を定めて、

補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条、第6条関係）

第1欄 補助事業の区分及び内容	第2欄 補助対象経費	第3欄 交付額の基準
<p>【第1号事業】地域ビジョン策定事業 (内容) 地域住民や出身者、協力者等、多様な関係者の参画の下、ワークショップ等を開催し、当該地域が10年後、20年後にどのような地域でありたいかについて、以下の3点を策定する事業。なお、策定に当たっては、専門人材等(ファシリテーター等)の協力を得ることを想定する。</p> <p>①地域ビジョン：地域が大切にする価値、将来像、課題、資源、事業及び成果を一覧として落とし込んだ図。課題の根本原因まで掘り下げ、課題同士の相関・因果関係、課題と事業、成果との関係性と、それらがどう将来像実現につながっていくかを構造化したもの。</p> <p>②ゴールとなる指標：地域ビジョンが実現した状態(ゴール)及びその現状</p>	<p>委託料、報償費(講師謝礼金)、旅費(講師旅費・交通費)、需用費(消耗品費等)、その他直接経費、消費税及び地方消費税</p> <p>(例) 以下の業務を委託 ・ワークショップの設計・進行・結果まとめ ・成果物や報告書のとりまとめ等</p>	<p>定額(上限は2,000千円)</p>

<p>を示す指標。経済・社会・環境・幸福度の4分野について設定する。現状や将来像に向かっているかどうかを測る指標となるもの。</p> <p>③地域ビジョン実現に向けた事業計画書（1事業以上）：地域ビジョンを実現するために実行する事業の計画書。目的、スケジュール、場所・位置、事業主体と関係者、具体的内容、予算等を記載したもの。</p>		
<p>【第2号事業】資源・事業化実現可能性等調査事業 (内容) 地域ビジョンの実現に向けた取組を行う上で必要となるより詳細な調査事業。具体的には、以下のような内容が想定されるが、団体の提案に基づく。 (例) ①事業の実現可能性等調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査（定量・定性） ・資源詳細調査（量・質） <ul style="list-style-type: none"> ・地域に賦存する資源 <ul style="list-style-type: none"> ・人的資源 ・地域のつながり ・自然資源 ・歴史・文化資源 ・農林水産物 ・既存施設 ・不足している資源 <ul style="list-style-type: none"> ・人的資源 	<p>委託料、需用費（消耗品費等）、その他直接経費、消費税及び地方消費税</p>	<p>9/10(単年度上限は9,000千円) ※補助率を乗じて得た額のうち、1,000円未満を切り捨てた額</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備 ・情報 ・技術 ・資源活用に要するコスト <p>②各種設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業（資金調達等）設計 ・既存施設活用に係る設計 ・情報発信媒体の設計 		
<p>【第3号事業】持続可能な地域づくり推進事業 （内容） 持続可能な地域づくりに向けて、経済・社会・環境の三側面の統合的な向上に資する地域ビジョンに位置付けられた事業。 重視する視点としては、地産地消や地域内調達の度合いを高めること等により、環境を保全しつつ、地域経済の好循環に繋げ、子どもから高齢者まで全ての人が豊かに安心して暮らせる地域づくりを進める事業であること。 具体的には以下のような内容が想定されるが、団体の提案に基づく。 （例）</p> <p>①不利性解消事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動 ・しごと ・教育 ・子育て ・居場所づくり（高齢者・子育て世 	<p>報償費（謝礼金）、交通費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料（リース費等）、工事請負費※1、備品購入費※2、その他直接経費、消費税及び地方消費税</p> <p>※1 既存の資源を活用する観点から、特に必要と認められる場合を除き、新設する施設の工事請負費は原則認められない（既存施設の改造・改修を基本とする。）。</p> <p>※2 専ら個人の生活・事業の用に供する備品購入等は認められない。</p>	<p>9/10（単年度上限は45,000千円） ※補助率を乗じて得た額のうち、1,000円未満を切り捨てた額</p>

<p>代・子ども)</p> <p>②資源活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物や未利用資源を活用した特産品等の開発 ・自然・歴史・文化・景観を活用した観光連携事業（直売所・交流拠点、ガイドツアー等） ・つながりを活用した防災・防犯・交通安全・見守り・子育て支援・デマンド型交通 ・空き家や拠点施設の活用 ・エネルギー資源の活用 		
<p>【第4号事業】推進体制構築事業 (内容)</p> <p>地域住民や地域外の協力者(関係人口)の巻き込みを行うとともに、活動を中心となって推進するリーダーや担い手人材の育成、事業推進母体の組織づくりを行う事業。取組例としては、以下のとおり。</p> <p>①住民研修（SDGs研修や地域おこしの先進地から講師を招いた講演会等）</p> <p>②市内外の協力者とのネットワークづくりイベント</p> <p>③必要な技術・技能の取得</p> <p>④住民が主体となった事業体の設立</p> <p>⑤補助事業終了後の資金調達に係る仕組みづくり</p>	<p>委託料、報償費（講師謝礼品費等）、その他直接経費、消費税及び地方消費税</p>	<p>9/10(単年度上限は4,500千円)</p> <p>※補助率を乗じて得た額のうち、1,000円未満を切り捨てた額</p>